

お問い合わせ先

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル〕0570-022808〈通話料有料〉

受付時間：平日の9:15から17:00まで(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

◆取扱代理店



ひょうご共済
兵庫県共済協同組合

〒650-0011 神戸市中央区下山手通6-3-28
兵庫県中央労働センター4F
TEL.0120-655-666 FAX.0120-81-9031
(9:00～17:00 土・日・祝日、年末年始を除きます。)

◆取扱窓口

◆引受保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

神戸支店 法人第一支社

〒650-8501 神戸市中央区栄町通3-17 TEL.078-333-2595 FAX.078-333-2674 (9:00～17:00 土・日・祝日、年末年始を除きます。)

企業活動にかかわる「賠償リスク」を
包括的にカバーすることができる
ひょうご共済の組合員のために開発された
総合賠償責任保険制度です。

ひょうご共済の
しょう ばい しょう ず
商賠上手

賠償責任保険普通保険約款／賠償責任保険追加条項／施設所有管理者特約条項／
請負業者特約条項／生産物特約条項／
情報サービス業者・電気通信事業者特約条項(商賠上手IT事業用)／商賠上手追加条項 他



オールインワンの
総合賠償責任保険

しょう ばい じょう ず
商賠上手

商賠上手なら

兵庫県共済の組合員のみなさま向けに
事業活動に伴う各種リスクを
まとめてカバーできる
独自の**パッケージ商品**となっています。

団体保険制度のため
割安となっています。

**7種の業種に
対応しています。**

(製造業・飲食業・販売業・工事業・サービス業・運送業・IT事業)※

※バー・キャバレー・医薬品・エステティックサロン等一部業種を除きます。

商売は、第三者への賠償準備が不可欠な時代。
「商賠上手」が商売繁盛を応援します!

こんなことのないように…

現行の保険契約(例)

施設賠償



生産物賠償



手配モレ

請負賠償



昇降機賠償



- 補償額が保険ごとにバラバラで統一されていない。
- 満期日が統一されていない。
- 保険が手配されていない「無保険」のリスクがある。

商賠上手 補償内容 一覧

●基本補償

業種ごとに必要となる企業の賠償リスクの補償をパッケージ		補償内容	お支払限度額
	施設所有管理者賠償責任	■建物・設備(昇降機を含みます。)を原因とする賠償事故を補償 ■販売・サービス業務など、業務中の賠償事故を補償	3億円・2億円・1億円・5,000万円から選択
	請負業者賠償責任	■請負業務中(工事・運送)の賠償事故を補償	3億円・2億円・1億円・5,000万円から選択
	生産物賠償責任	■製造・販売した製品を原因とする賠償事故を補償 ■仕事の結果(工事・運送等)に起因する賠償事故を補償	3億円・2億円・1億円・5,000万円から選択
	情報サービス業者 電気通信事業者賠償責任	以下の賠償事故を補償 ■情報の漏えい ■データの消失・破壊 ■管理するネットワークの使用不能 ■著作権・人格権の侵害	1億円・5,000万円から選択

※「施設所有管理者賠償責任」「請負業者賠償責任」「生産物賠償責任」について
・それぞれ異なる支払限度額の設定はできません。
・「運送業」については支払限度額は1億円・5000万円のいずれから選択いただけます。

●その他「自動付帯」となる補償

	補償内容	お支払限度額
受託物の補償	預かり物の損壊や盗難に伴う賠償事故を補償	100万円 ※貴重品は5万円
受託貨物の補償	運送・作業・保管することを引き受けた貨物(受託貨物)の損壊や盗難に伴う賠償事故を補償	1,000万円 または 500万円 (自己負担額7万円)
傷害見舞費用	施設内でケガをされた方(第三者)へのお見舞金をお支払い(賠償責任の有無は問いません。)	死亡後遺障害:30万円まで 入院:最大10万円 通院:最大5万円
人格権侵害	不当な身体拘束(建物内に閉じ込められたなど)や、仕事の宣伝等による名誉毀損等の賠償事故を補償	1名:100万円 期間計:1,000万円
生産物自体の損害 (身体賠償事故発生時)	生産物賠償事故発生時の生産物自体の損害について補償 ※身体賠償事故発生時にかぎります。	基本補償の3%
生産物回収費用 (身体賠償事故発生時)	生産物賠償事故発生時の生産物回収費用について補償 ※身体賠償事故発生時にかぎります。	基本補償の3%
被害者対応費用	賠償事故発生時の、被害者へのお見舞金等を補償	※11ページに記載
事故対応特別費用	損害賠償請求がなされた場合の対応費用(文書作成費用・交通費・事故現場の調査費用等)を補償	1,000万円
非所有 フォークリフト	受託貨物の所有者または荷受人から一時的に借り受けたフォークリフト使用中の賠償事故を補償	基本補償に同じ

+ オプション 5ページにてご確認ください。

飲食業	販売業	製造業	工事業	サービス業	運送業	IT事業
●	●	●	●	●	●	
			●		●	
●	●	●	●	●	●	
						●

飲食業	販売業	製造業	工事業	サービス業	運送業	IT事業
●	●			●		
					●	
●	●	●		●		
●	●	●	●	●	●	
●	●	●	●	●	●	
●	●	●	●	●	●	
●	●	●	●	●	●	●
			※		●	

※工事場内・施設内における事故については、基本補償(請負業者賠償責任)にて補償の対象となります。ただし、そのフォークリフトに自賠償保険・自動車保険契約が締結されている場合は、それらより支払われる金額を超過する場合にかぎり、その超過額のみお支払いします。

オプション一覧 業種に応じて必要な賠償補償をプラスできます。

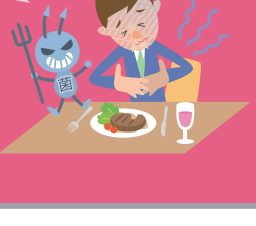
特 約	補償概要	加入できる業種
使用者賠償	従業員が被った労働災害について、使用者(企業)が法律上の賠償責任を負担することによって支払うべき損害賠償金および解決のために支出する費用をお支払いします。 (支払限度額: 1,000万円)	全 業 種
借家人賠償	借用施設(事務所または店舗)が火災、破裂または爆発(一戸室につき3,000万円)により損壊した場合の加入者名に対する賠償責任を補償します。	飲 食 業 販 売 業 サービス業
据付等請負工事	据付工事に起因する加入者の賠償責任を補償します。 (支払限度額・基本補償に同じ)	製 造 業 販 売 業
食中毒による休業補償	食中毒または感染症により、加入者の営業が休止または阻害されたために生じた損失(利益の減少リスク)を補償します。 (支払限度額: 売上高の5%~20% ※業種によって異なります。 支払限度期間: 2か月)	飲 食 業 サービス業 (旅館・ホテル)
貨物検査・取片付け費用	賠償事故が生じた場合に、受託貨物の検査・仕訳・再梱包、取り片付け・搬出・廃棄に関する費用を補償します。 (支払限度額: 受託貨物の損壊に対してお支払いする金額の10%)	運 送 業
工事業拡張パック	工事業者の皆さまにとって、必要となる以下の①から④までの補償をセットにして補償内容を拡大します。 ①『作業対象物』担保(支払限度額: 基本補償に同じ) ②『工事遅延損害』担保(支払限度額: 500万円) ③『支給財物』担保(支払限度額: 500万円、自己負担額5万円) ④『リース・レンタル財物』担保(支払限度額: 500万円、自己負担額5万円)	工 事 業
・生産物自体の損害 ・生産物回収費用 の補償拡大	「生産物自体の損壊」「生産物回収費用」について、以下の2点の補償を拡大 ● 第三者の財物賠償事故が発生した場合の事故にまで補償拡大(基本補償では身体賠償事故のみ) ● 支払限度額を1,000万円に拡大(基本補償では、保険金額の3%)	飲 食 業 販 売 業 製 造 業 工 事 業 サービス業 運 送 業

・このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
・ご加入者以外の被保険者(保険の対象となる方、補償を受けられる方など)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。

総合賠償責任保険

商賠上手

賠償事故例 このような場合に、保険金をお支払いします。

業 種	事 故 例	お支払金額(円)
 飲 食 業	レストランの従業員が厨房の水道の蛇口を締め忘れたため、流し台からオーバーフローし2階下の店舗に水漏汚損害を与えた。	1,279,000
	店舗調理場より水が漏れ、階下のスナックの天井と壁をぬらした。	690,000
	賞味期限を超え、かつヒーターの近くに置いておいた弁当を販売したため、5名が食中毒を起こしてしまった。	900,000
 販 売 業	洋品店の4階紳士服売り場にて、陳列棚の上段の棚板が、180cmの高さから落下し、ウィンドウショッピングをしていた客の頭部にあたり、頸椎捻挫、左網膜裂孔の負傷をさせた。	2,747,000
	スーパーマーケットの冷凍ケースより水がもれていたため、買物客が足を滑らせ転倒、負傷した。	570,000
	スーパーマーケットで配管からの水漏れし、テナント3軒の商品が汚損した。	3,862,000
 製 造 業	客先会社において、インクジェットプリンターを運搬中、プリンターよりインクが漏洩し、絨毯が汚損した。	1,227,000
	製造した食品用の袋に欠陥があったため、納入先が封入したものが漏出し、損害が発生した。	3,000,000
	製造したオーブントースターが発火し、家屋を全焼した。	25,000,000
 工 事 業	電気溶接機の火花が隣家の酒店へ落下して出火、建物、商品等に損害を与えた。	42,900,000
	工事中に従業員がクレーン車を運転中に、クレーンが倒れて隣家に被害を与えた。	26,886,000
	配管工事を実施中、誤って水漏れを発生させてしまい、階下の天井・床などに損害を与えてしまった。	7,850,000
 サービス業	旅館で作った料理を食した客の多数が食中毒となり、入院および通院費等の賠償責任が生じた。	12,791,000
	パターゴルフ場敷地内において、自転車がクボミにはまり転倒、同時に自転車を後ろから押していた被害者も転倒し自転車の下敷きとなり負傷。	3,001,000
	レジャーランド内において危険への配慮を欠いたことにより、子供が後頭部および右目を負傷した。	3,177,000

(損保ジャパン日本興亜お支払事例)

主な加入対象業種一覧 ほとんどの業種がご加入いただけます。

業 種	職 業	リスク コード	例 示
 料理飲食業	喫茶店	S1	喫茶店、フルーツパーラー
	飲食店	S2	食堂、レストラン、そば・うどん店、寿司屋、料亭、カラオケボックス
	弁当等料理品製造小売	T1	弁当・仕出屋、サンドイッチ小売、惣菜屋等(製造小売)
	パン・菓子製造小売	T2	パン屋、菓子屋(製造小売)
	その他の食料・飲料品小売	T3	各種飲食料品小売(酒、食肉・鮮魚・乾物・野菜・果実・米穀物等)
	飲食料品卸売	W1	各種飲食料品卸売(酒、食肉・鮮魚・乾物・野菜・果実・米穀物等)
	加工食品製造	R1	缶詰・びん詰食品製造、弁当製造、給食センター等
	その他食品製造	R2	パン・菓子類製造、単体調味料等その他の食品製造
 販 売 業	自転車小売	T4	サイクルショップ(自動二輪車を除きます。)
	家庭用機械器具小売	T5	エアコン、テレビ等家電小売
	農耕用品小売	T6	農業用機械等小売
	繊維品・服地・寝具小売	T7	繊維品、服地、寝具小売
	靴・履物小売	T8	靴・履物小売
	書籍・文房具小売	T9	書籍・文房具小売
	雑貨・小間物・身の回り品小売	T0	かばん、帽子、ネクタイ、タオル、ベルト、靴下、下着、傘、食器、鍋等雑貨小売
	化粧品小売	U1	化粧品小売
	燃料小売	U2	燃料小売(LPG、ガソリンスタンドを除きます。)
	ガラス・ガラス製品小売	U3	ガラス・ガラス製品小売
	建具等小売	U4	建具(戸、障子、襖等)、畳、仏具、神具等小売
	スーパーストア	U5	各種商品小売
	機械器具卸売	W2	運搬機械、電子応用機械、通信機械器具等卸売
	化粧品等卸売	W3	化粧品等卸売
	金属製品卸売	W4	鋼材、アルミニウム・非鉄金属製品等卸売
	繊維品・服地・寝具卸売	W5	繊維品、服地、寝具等卸売
	建築材料卸売	W6	建築材料(瓦、ブロック、釘、建築用木材等)卸売
	建具等卸売	W7	建具(戸、障子、襖等)、畳、家具等卸売
	その他の身の回り品卸売	W8	楽器、写真フィルム、ビデオテープ等その他の身の回り品卸売
	自動車用タイヤ・オイル・ステレオ・電装品小売	W9	オイル交換、タイヤ交換、ステレオ・電装品取付・小売 (整備工場・SS・自動車ディーラーのサービス工場は対象外)
 製 造 業	繊維品・皮革品製造	R3	繊維、皮革、同製品製造
	紙工品製造	R4	紙製容器・袋、包装紙、ノート類製造
	ガラス製品・陶磁器製造	R5	ガラス製品、陶磁器等製造
	金属製品・木製品製造	R6	釘、ボルト、非鉄金属、金属製品、木製品等製造
	電気機械・器具製造	R7	照明器具、映像・音響機械装置、電子部品、デバイス等製造
	産業用機械・器具製造	R8	建設用機械、農業用機械、各種工作用機械、繊維機械、食品加工機械、包装・荷造機械、事務用機械等製造
	一般機械・器具製造	R9	バルブ、昇降機、通信機械器具、コンピューター、コピー機等製造
	身の回り品製造	R0	食器、楽器、文房具等の身の回り品の製造
 工 事 業	道路工事	Q1	道路工事、道路・広場・プラットホームの舗装等
	建設工事(内装工事等を含む)	Q2	ビル建設・増改築工事、内装工事等
	据付工事等	Q3	既存の建物等に対して機械・設備・什器等を設置・取り外しする工事(ただし、給排水管の設置・取外しを除きます。)
	管工事	Q4	上下水道工事、給排水管工事(新設工事、復旧工事および維持・メンテナンス)
	造園	Q5	造園業・草刈作業



業 種	職 業	リスク コード	例 示
 サービス業	理・美容室	S3	理容室、美容室、ネイルサロン(エステティックサロンは対象外)
	サウナ・公衆浴場	S4	銭湯、健康ランド、スパハウス等
	カルチャースクール	S5	カルチャースクール、各種教室(英会話、料理、絵画、茶道、華道、囲碁、洋裁、きもの、舞踊、話し方、教養講座、パソコン、各種資格取得等)※学校教育法上の学校、専修学校その他の学校(予備校等)は対象外
	スポーツ施設	S6	スケート場、ボウリング場、テニスコート、パターゴルフ場、ゴルフ練習場、体育館、バッティングセンター、アスレチッククラブ、スイミングクラブ、ダンスホール等
	写真館・現像所	S7	写真館・現像所・フォトショップ・ビデオ・DVDダビング
	冠婚葬祭業	S8	葬祭業(斎場を含む)、結婚式場、セレモニーホール
	ハウスクリーニング	S9	ハウスクリーニング業(害虫駆除作業、車両・船舶または電車の清掃業、ビルメンテナンス業は対象となりません。)
	旅館ホテル	SA	レジャーホテル・ブティックホテル、カプセルホテル、シティホテル、ペンション・旅館・民宿、ユースホステル、簡易宿泊所
	ビデオ・CD・DVD等レンタル	SB	CDレンタル店、ビデオ・DVDレンタル店、ゲームレンタル店
	遊戯場(パチンコ店・ゲームセンター等)	SC	パチンコ店・スロット店、ゲームセンター、ビリヤード場、射的場
 運 送 業	ゴルフ場	SE	ゴルフ場(ゴルフ練習場、パターゴルフ場はリスク区分「S6」)
	運送業	U1	運送業(倉庫業との兼業を含みます。) ※無許可・無届けの運送業者(いわゆる「白ナンバー営業」)は対象外
 IT事業	ITを活用してビジネスを行う事業者様		
	製造業・建設業・小売業	C1	左記の職業
	運輸業・倉庫業・その他非製造業(IT関連を除く)	C2	左記の職業
	卸売業・商社	C3	左記の職業
	学校・教育関連	C4	左記の職業
	IT関連製品の開発・販売、ネットワークの運営を行う事業者様		
	システムインテグレータ	CA	企業の業務に合わせてシステムの開発・運用・管理、ネットワークの統合を行う事業者。ハードウェア、ソフトウェアを含む総合システム作業を行う事業者。
	パッケージソフトウェア開発・販売	CB	パッケージ(箱)に入って一般に市販している汎用ソフトウェアを開発・販売している事業者。
	インターネットサービスプロバイダ	CC	インターネットへの接続サービスを提供する事業者または組織。
	アプリケーションサービスプロバイダ・ホスティング	CD	業務用アプリケーションソフトをパッケージとして顧客に売る代わりに、ライセンス契約によりユーザーへネットワーク経由で期間単位で貸し出す事業者。インターネットサービスプロバイダがユーザーにネットワークを貸し出して便宜を図るサービス。IT事業者の所有するサーバーの容量の一部をユーザーに貸し出す事業。
	システムオペレーション・データ入力代行	CE	ユーザー企業の所有する情報ネットワーク管理やデータの入力を代行する事業者。
	コンテンツサービスプロバイダ	CF	ネットワーク上で、情報を配信する事業者。ポータルサイト、企業のホームページの作成代行も含みます。
	ハウジング企業のサーバーの受託管理	CG	ユーザー企業のサーバー等の通信機器を自社の建物内に設置し、運用および保守を受託する事業者。
	サイバーモール運営・ネット販売店舗	CH	ネットワーク上の仮想商店街の運営を行う事業者。インターネットを通じてのみ、商品の販売を行う事業者。
お引受けできない主な業種		バー・キャバレー、エステティックサロン、カイロプラクティック、医薬品製造業、薬品販売業、人材派遣業、コインランドリー業、コインパーキング業、クリーニング業、専門学校・塾、化粧品製造業、ビルメンテナンス業 他	

加入手続きのご説明

保険契約者	兵庫県共済協同組合
加入者	兵庫県共済協同組合の組合員である 売上高30億円以下 の企業および個人事業主 ※業種により一部、異なります。
被保険者	①加入者（記名被保険者）②加入者の役員および使用人 ※②～④は、①の業務に関する事故についてのみ、 ③加入者の下請負人 ④加入者の下請負人の役員および使用人 被保険者となります。（IT事業は①②のみ）
保険期間	毎月1日から1年間
払込方法	口座引落としによるお支払い。（一時払） 保険始期の翌月27日に引落としになります。
加入者証	始期月の翌月に発送します。

●ご加入パターン

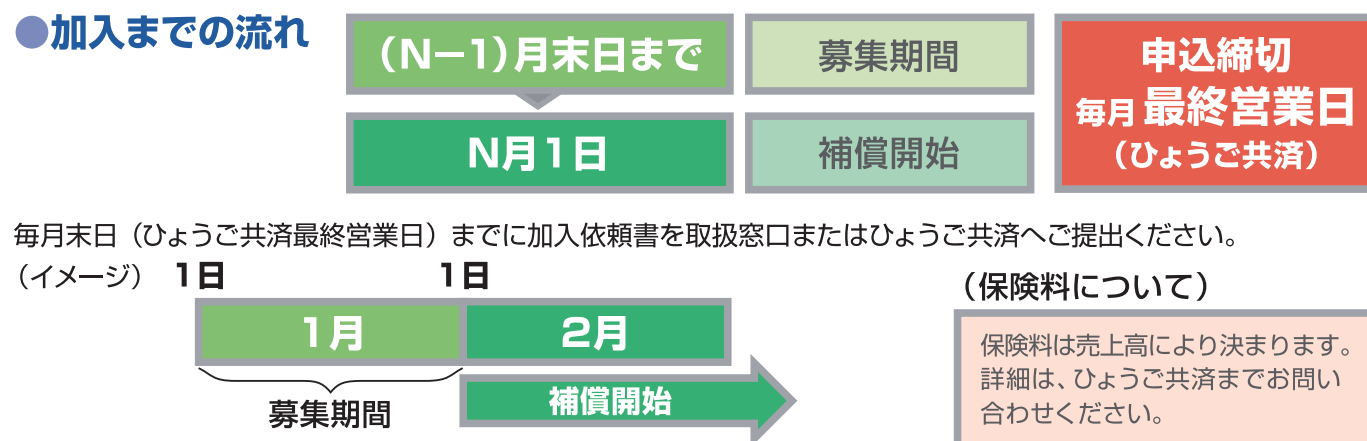
加入タイプ	基本補償お支払限度額（保険金額）
Aタイプ	5,000万円
Bタイプ	1億円
Cタイプ	2億円
Dタイプ	3億円

※支払限度額について
 ・施設所有管理者特約条項：1事故あたりの限度額 身体・財物損害共通保険金額
 ・請負業者特約条項：1事故あたりの限度額 身体・財物損害共通保険金額
 ・生産物特約条項：保険期間通算の限度額 身体・財物損害共通保険金額
 ・情報サービス業者・電気通信事業者特約条項：保険期間通算の限度額
 ※上記の加入タイプ以外是对応できません。
 ※IT事業、運送業については、AタイプまたはBタイプのみとなります。

●基本補償 自己負担額 （免責金額）

業種	業種・職業コード	自己負担額
下記を除く業種・職業		なし
サービス業	S3（理・美容室）	1万円
サービス業	SC（遊技場）	1万円
サービス業	SE（ゴルフ場）	1万円
サービス業	S9（ハウスクリーニング）	5万円
IT事業	C1・C2・C3・C4 （ITを活用してビジネスを行う事業者さま）	10万円
IT事業	CA・CB・CC・CD・CE・CF・CG・CH （IT関連製品の開発・販売、ネットワークの運営を行う事業者さま）	30万円

●加入までの流れ



中小企業PLの加入者へ

以下のいずれかの加入方法が選択できます。

- (1) PL不担保 ● 中小企業PLで補償される部分について、商賠上手で不担保として、保険料を割引します。
 (2) PL上乘せ ● 中小企業PLで補償される部分は、商賠上手で免責とすることにより最大60%割引を適用します！



中小企業PLで支払可能な部分については、商賠上手では自動的に免責となります。左図では、PL事故において5,000万円までは中小企業PLでお支払いし、5,000万円を超過した部分について商賠上手からお支払いすることになります。

●運送業やIT事業など中小企業PL制度の加入対象外の業種には、重複割引を適用することができません。

Q & A

Q1 兵庫県共済協同組合の組合員でなければ加入できないのですか？

A はい。ただし、兵庫県共済協同組合の入会と同時に加入することができます。入会の手続きについては、下記へお問い合わせください。

兵庫県共済協同組合 0120-655-666 9:00～17:00 土・日・祝日、年末年始を除きます。

Q2 組合員であれば誰でも加入できますか？

A 特定の業種や一定規模以上の事業所はご加入いただけない場合があります。詳しくは7・8ページをご覧ください。

Q3 複数業種を運営する企業の場合は、どのように加入すればよいのですか？

A ・異なる業種（例：工事業と製造業）の場合は、それぞれの業種ごとにご加入ください。（業種ごとに売上高を分けてご加入。）
 ・同一業種内で異なる職種（例：工事業のうち「Q1. 道路工事」「Q2. 建設工事」の2つ）を行っている場合は、売上高が最も高い職種（主たる職種）でのお引受けとなります。ただし、売上高は全ての職種の合算となります。（「例」のケースでは、道路工事と建設工事の合算。）

Q4 リコール費用の補償はついてますか？

A 身体賠償事故が発生した場合の補償は自動付帯です。（支払限度額は、基本補償の3%）
 なお、オプションをセットすることにより、財物賠償事故が発生した場合の補償も対象とすることができ、同時に支払限度額は1,000万円に拡大します。

Q5 万一事故が発生した場合は？

A 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。
 賠償をしなければならないと思われる事故が発生した場合は、事故の対応につきご相談ください。あらかじめ損保ジャパン日本興亜の承諾を得ず示談金や賠償金をお支払いになった場合には、その一部あるいは全部について保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

損保ジャパン日本興亜 兵庫火災新種保険金サービス課

TEL 078-371-1017 FAX 078-371-1026

〈受付時間〉平日（土曜を除きます。）9:00～17:00

事故サポートセンター

0120-727-110

〈受付時間〉平日 17:00～翌9:00 土・日・祝日（年末年始を含みます。）：24時間
 ※上記受付時間外は、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

主な補償内容

■ご契約にセットされる補償(業種によってセットされる補償が異なります。)

施設所有管理者特約条項・ 本契約追加条項	<飲食業・販売業・製造業・工事業・サービス業・運送業> 施設・昇降機の所有、使用または管理、および業務遂行(請負業務を除きます。)に起因して、第三者に身体障害または財物損壊が発生し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。漏水に起因する賠償責任も補償します。保険金額は3億円、2億円、1億円、5,000万円の中からお選びいただけます。(運送業は1億円または5,000万円)。自己負担額は業種によって異なります。(9ページ参照。)																	
請負業者特約条項	<工事業・運送業> 被保険者が行う請負業務(工事・運送)に起因して、第三者に身体障害または財物損壊が発生し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。保険金額は工事業は3億円、2億円、1億円、5,000万円、運送業は1億円または5,000万円の中からお選びいただけます。自己負担額はありません。																	
生産物特約条項	<飲食業・販売業・製造業・工事業・サービス業・運送業> 被保険者が販売した製品または仕事の結果に起因して、第三者に身体障害または財物損壊が発生し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。保険金額は3億円、2億円、1億円、5,000万円の中からお選びいただけます。(運送業は1億円または5,000万円)。自己負担額は業種によって異なります。																	
情報サービス業者・ 電気通信事業者特約条項 (本契約IT事業用)	<IT事業> 被保険者が加入者証記載の業務を遂行するために、日本国内において行うネットワークの所有、使用もしくは管理または情報メディアの提供にあたり、次の①から④までに掲げる事由に起因して提起された損害賠償請求について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。 保険金額は1億円または5,000万円からお選びいただけます。自己負担額は10万円または30万円です。(9ページ参照。) ① 被保険者が所有、使用もしくは管理するネットワークの全部もしくは一部が停止すること、または被保険者が提供する情報メディアの瑕疵(かし)(コンピュータウイルスに感染している状態を含みます。以下、同様とします。)に起因する、第三者の業務の遂行の全部もしくは一部の休止または阻害により生じた経済的損失 ② 不正アクセス等または被保険者が提供するデータベース、ソフトウェアもしくはプログラムの瑕疵(かし)により生じた電子データの漏えいに起因する、第三者のプライバシーの侵害、名誉もしくは信用のき損または経済的損失 ③ 不正アクセス等または被保険者が提供する情報メディアの瑕疵(かし)に起因する、第三者の情報の消去もしくは損傷または阻害により生じた経済的損失 ④ 被保険者が提供する情報メディアに起因する、第三者の人格権の侵害または著作権の侵害																	
受託物に関する追加条項	<飲食業・販売業・サービス業> 被保険者が、業務遂行に伴い、自らが所有、使用または管理する施設において保管することを引き受けた受託物が損壊し、または盗取・詐取されたことにより、その受託物について正当な権利を有する者に対し被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 この補償の保険金額は、 保険期間中を通じて、100万円が限度 となります。(貴重品については 保険期間を通じて、5万円が限度 となります。) 自己負担額(免責金額)はありません。																	
受託貨物担保追加条項	<運送業> 被保険者が運送・作業・保管することを引き受けた貨物(受託貨物)の損壊や盗取に起因して、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。この補償の保険金額は、賠償(基本契約)の保険金額により、 保険期間を通じて、1,000万円、500万円 となります。また、 自己負担額(免責金額)は7万円 となります。																	
施設内でケガをした方への お見舞金 (傷害見舞費用担保追加条項)	<飲食業・販売業・製造業・サービス業> 施設内において、第三者が急激、偶然かつ外来の事故によりケガをした場合の見舞費用を補償します。法的賠償義務の有無にかかわらず保険金をお支払いします。損害賠償保険金が支払われる場合、傷害見舞費用保険金は損害賠償保険金に充当されます。 この補償の保険金額は、 1被害者につき、死亡・後遺障害30万円、入院10万円、通院5万円が限度 (注)となります。																	
お見舞金・事故対応費用 (被害者対応費用担保追加条項) (事故対応費用担保追加条項)	被害者へのお見舞金や、事故対応のために要する費用を補償します。 【被害者へのお見舞金・見舞品購入費用・臨時に支出した費用】(被害者対応費用担保追加条項) <飲食業・販売業・製造業・工事業・サービス業・運送業> 契約にセットされている各特約条項で補償の対象となる事故が発生したことににより、賠償責任を負うことで損害が発生するおそれがあると被保険者が知った時点で、被保険者が支出した次の費用(社会通念上妥当と思われる費用にかぎります。)に対して補償します。 ① 身体の障害が発生した場合の見舞金、見舞品購入費用 ② 財物の損壊が発生した場合の臨時費用 この補償の保険金額および自己負担額は下表のとおりです。 <table><tr><th colspan="3">保険金額</th><th>自己負担額</th></tr><tr><td rowspan="3">被害者1名 (法人の場合は1法人)</td><td rowspan="2">対人見舞費用</td><td>死亡の場合</td><td>10万円</td></tr><tr><td>死亡以外の場合</td><td>2万円</td></tr><tr><td colspan="2">対物臨時費用</td><td>2万円</td></tr><tr><td colspan="3">保険期間中</td><td>1,000万円</td></tr></table> 【事故対応特別費用】(事故対応特別費用担保追加条項) <全業種> 契約にセットされている各特約条項で補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいはそのおそれがあることを被保険者が知った時点で、その対処のために支出した文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用、通信費などを補償します。 この補償の保険金額は、保険期間を通じて 1,000万円限度 となります。(自己負担額はありません。)	保険金額			自己負担額	被害者1名 (法人の場合は1法人)	対人見舞費用	死亡の場合	10万円	死亡以外の場合	2万円	対物臨時費用		2万円	保険期間中			1,000万円
保険金額			自己負担額															
被害者1名 (法人の場合は1法人)	対人見舞費用	死亡の場合	10万円															
		死亡以外の場合	2万円															
	対物臨時費用		2万円															
保険期間中			1,000万円															
人格権を侵害した場合の賠償責任 (本特約追加条項)	<飲食業・販売業・製造業・工事業・サービス業・運送業>不当な身体拘束や生産物や仕事の宣伝等によって名誉き損やプライバシーの侵害をした場合に、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 この補償の保険金額は、 1被害者につき100万円、保険期間を通じて1,000万円が限度 となります。																	
生産物自体の損害 (本特約追加条項)	<飲食業、販売業、製造業、工事業、サービス業、運送業> 生産物特約条項で補償の対象となる 身体賠償事故が発生した場合 の、生産物自体の損害について補償します。 この補償の保険金額は、保険期間を通じて、基本補償(生産物特約条項)として設定いただく保険金額(3億円、2億円、1億円、5,000万円のいずれか)の3%が限度となり、かつ、基本補償(生産物特約条項)で支払われる保険金と合算して基本補償の保険金額が限度となります。(自己負担額はありません。) ※財物賠償事故のみが発生した場合は、補償の対象となりません。																	
生産物回収費用 (本特約追加条項)	<飲食業、販売業、製造業、工事業、サービス業、運送業> 生産物特約条項で補償の対象となる 身体賠償事故が発生した場合 の、生産物の回収費用について補償します。 この補償の保険金額は、保険期間を通じて、基本補償(生産物特約条項)として設定いただく保険金額(3億円、2億円、1億円、5,000万円のいずれか)の3%が限度となり、かつ、基本補償(生産物特約条項)で支払われる保険金と合算して基本補償の保険金額が限度となります。(自己負担額はありません。) ※回収費用とは・・・回収生産物の輸送費用、検査費用、保管費用、廃棄費用等をいいます。 ※財物賠償事故のみが発生した場合は、補償の対象となりません。 ※回収費用については、被保険者が負担した場合のみ補償対象となります。被保険者以外が負担した回収費用を被保険者に対して求償した場合は、上記の生産物特約条項にて補償します。																	
非所有フォークリフトに 起因する賠償責任 (本特約追加条項)	<運送業> 被保険者が受託貨物の所有者または荷受人から一時的に借り受けたフォークリフトを使用中の、対人賠償事故および対物賠償事故を補償します。この補償の保険金額は1億円、5,000万円の中からお選びいただけます。(自己負担額はありません。)																	

(注)後遺障害の程度、入院日数、通院日数等により、この限度額が小さくなることがあります。

■任意にご加入いただける補償(オプション)

「生産物自体の損害」・「生産物回収費用」の補償について以下2点の補償拡大を行います。 ・財物賠償事故発生時についても補償。 ・支払限度額を1,000万円に拡大。	
使用者賠償責任担保追加条項	記名被保険者の被用者または記名被保険者の下請負人もしくはその被用者が業務上の事由により被った身体の障害について、記名被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって支払うべき賠償金を保険金として記名被保険者に支払います。この補償の保険金額は、 1,000万円が限度 となります。
借家人賠償責任担保追加条項	被保険者が借用している施設(事務所または店舗)が火災、破裂または爆発により損壊した場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 この補償の保険金額は、 1戸室につき3,000万円が限度 となります。(自己負担額はありません。)
食中毒による休業損害(食中毒・感染症利益担保特約条項)	次のような事故の発生により被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失に対する補償です。 ① 被保険者の営業施設内での食中毒の発生またはその施設において製造、販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし、食品衛生法の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものにかぎります。 ② 被保険者の営業施設において、下欄記載の感染症が発生した場合における保健所その他の行政機関による消毒、隔離その他の措置 ③ 被保険者の営業施設が下欄記載の感染症の病原体に汚染され、または汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒、隔離その他の措置 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。)コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス 支払限度額: <サービス業>:売上高の17% <飲食業>すし屋、一般食堂・料理店等、給食施設、仕出屋・弁当屋:売上高の20% 食品製造業:売上高の13% 食品販売業:売上高の5% 支払限度期間: 2か月間 自己負担額はありません。
検査・取片付け費用の補償(検査・取片付け費用等担保追加条項)	受託貨物への賠償事故が発生した場合に、受託貨物の検査・仕訳・再梱包、取り片付け・搬出・廃棄に関する費用を補償します。この補償の保険金額は、受託貨物の 損壊に対してお支払いする金額の10%が限度 となります。(自己負担額はありません。)
工事業業拡張パック	(作業対象物担保追加条項)
	(身体障害および財物損壊発生時の工事遅延損害担保追加条項)
	(支給財物損壊担保追加条項)
	(リース・レンタル財物損壊担保追加条項)
据付工事中の賠償責任(請負業者特約条項)	
被保険者が行う据付工事に起因して、第三者に身体障害または財物損壊が発生し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。	

保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合を記載しています。詳細は普通保険約款、各特約条項および追加条項をご確認ください。

賠償責任保険普通保険約款による保険金をお支払いできない主な賠償責任

① 被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、記名被保険者およびその被保険者が被る損害にかぎります。 ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任 ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ⑤ 記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑥ 排水または排気(煙、蒸気、塵埃(じんあい)または騒音を含みます。)によって生じた賠償責任 ⑦ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任	など
--	----

賠償責任保険追加条項による保険金をお支払いできない主な賠償責任

① 原子核反応、原子核の崩壊等に起因する賠償責任 ② 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する賠償責任 ③ 汚染物質の排出、流出、いつ出、分散、拡散、放出、漏出等に起因する賠償責任 ④ 専門職業危険 ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任 ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 ⑤ 記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対して正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 (注)「管理財物」といい、以下のアからウに限定されています。 ア. 記名被保険者が所有する財物 イ. 記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。) ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物	など
---	----

施設所有管理者特約条項による保険金をお支払いできない主な賠償責任

① 施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任 ② 航空機、自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第105号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。)の所有、使用もしくは管理(貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。)に起因する賠償責任または施設外における船、車両(自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用もしくは管理に起因する賠償責任 ③ 屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任 ④ 仕事の終了後(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後)または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。(注) ⑤ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任(注) ⑥ 支給財物の損壊に起因する賠償責任 ⑦ 次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任 ア. 記名被保険者の役員または使用人 イ. 記名被保険者の下請負人 ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人 (注)生産物特約条項でのお支払いとなります。	など
---	----

請負業者特約条項による保険金をお支払いできない主な賠償責任

① 被保険者が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次の事由に起因する賠償責任 ア. 土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊 イ. 土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物（基礎および付属物を含みます。）、その収容物もしくは土地の損壊 ウ. 地下水の増減 ② 施設の屋根、樋（とい）、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任 ③ 航空機または自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。）の所有、使用もしくは管理（貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。）に起因する賠償責任 ④ 仕事の終了後（注1）または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任（注2）（注3） （注1）仕事の目的物の引渡しを要する場合は、引渡し後をいいます。 （注2）被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。 ⑤ 被保険者の占有を離れ、施設外にある財物に起因する賠償責任（注3） ⑥ じんあいまたは騒音に起因する賠償責任 ⑦ 支給財物の損壊に起因する賠償責任 ⑧ 次に掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任 ア. 記名被保険者の役員または使用人 イ. 記名被保険者の下請負人 ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人 （注3）生産物特約条項でのお支払いとなります。	など
--	----

生産物特約条項による保険金をお支払いできない主な賠償責任

① 生産物または仕事のかしに基づく生産物または仕事の目的物の損壊自体（生産物または仕事の目的物の一部のかしによるその生産物または仕事の目的物の他の部分の損壊を含みます。）の賠償責任（その生産物もしくは仕事の目的物の使用不能または廃棄、修理、交換、取りこわしもしくは解体による賠償責任を含みます。）（注） ② 記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ③ 被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任 ④ 支給財物の損壊に起因する賠償責任 ⑤ 次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任 ア. 記名被保険者の役員または使用人 イ. 記名被保険者の下請負人 ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人 （注）身体賠償事故が発生した場合のみ、商賠上手追加条項で一定金額まで補償されます。	など
--	----

受託物に関する追加条項による保険金をお支払いできない主な賠償責任

① 保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人（記名被保険者が法人の場合にはその役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはこれらの者の同居の親族が行い、または加担した盗取もしくは詐欺に起因する賠償責任。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ② 施設内保管物の損壊または盗取もしくは詐欺によって生じた使用不能損害に起因する賠償責任 ③ 修理もしくは加工上の過失または欠陥による施設内保管物の損壊（被保険者の技術水準が一般的な技術水準に達していないことによる仕上げ不良を含みます。）に起因する賠償責任 ④ 修理または加工作業機械の破損、故障もしくは停止による施設内保管物の損壊に起因する賠償責任 ⑤ 被保険者、被保険者の法定代理人または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が損壊し、または盗取もしくは詐欺されたことに起因する賠償責任。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ⑥ 美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型その他これらに類する施設内保管物の損壊または盗取もしくは詐欺に起因する賠償責任 ⑦ 自動車、車両（自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）、家畜、生動物、植物、コンテナまたは船（ヨット・モーターボートを含みます。）を受託した場合において、その施設内保管物の損壊または盗取もしくは詐欺に起因する賠償責任 ⑧ 施設内保管物の自然の消耗または欠陥、施設内保管物本来の性質（自然発火および自然爆発を含みます。）、ねずみ食いまたは虫食い等に起因する賠償責任 ⑨ 屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による施設内保管物の損壊に起因する賠償責任 ⑩ 施設内保管物が委託者に引き渡された日からその日を含めて30日を経過した後に発見された損壊に起因する賠償責任	など
---	----

受託貨物担保追加条項による保険金をお支払いできない主な賠償責任

① 受託貨物の自然の消耗またはその性質もしくは欠陥によって生じた自然発火、自然爆発、むれ、かび、腐敗、変質、変色、さび、蒸発、昇華その他類似の事由 ② 荷造りの不完全 ③ 輸送用具、輸送方法または輸送に従事する者が出発（中間地からの出発および積込港または寄航港からの発航を含みます。）の当時、受託貨物を安全に輸送するのに適していなかったこと。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人もしくは使用人が、いずれもその事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかった場合を除きます。 ④ 運送の遅延 ⑤ 水上または水中にある魚雷または機雷の爆発 ⑥ 公権力によるものと否とを問わず、捕獲、だ捕、抑留または押収 ⑦ 検疫または⑥以外の公権力による処分 ⑧ 法令で定める積載物の重量、大きさまたは積載方法に関する制限の違反 ⑨ 輸送用具の不完全被覆 ⑩ ねずみ食いまたは虫食い ⑪ 受託貨物が荷受人に引き渡された日からその日を含めて30日を経過した後に発見された受託貨物の損壊 ⑫ 修理もしくは加工機械の破損、故障または停止による受託貨物の損壊 ⑬ 修理もしくは加工上の過失または欠陥（被保険者の技術水準が一般的な技術水準に達していないことによる仕上げ不良を含みます。）による受託貨物の損壊 ⑭ 受託貨物の誤配 ⑮ 次に掲げる受託貨物に生じた事故についての賠償責任 ● 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型その他これらに類する物 ● 自動車および車両（ブルドーザー、パワースタンプ等土木建設用自動車、自動二輪車、自動三輪車、および農耕作業用自動車を含み、原動力がもっぱら人力であるものを除きます。） ● 家畜、動物等の生物（植物は含みません。） ● コンテナ自体 ● 船（水上運送等に供する船舶類のすべてをいいます。） ● 法令の規定または公序良俗に違反する貨物 ⑯ 自動車が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たない者によって運転されている間に生じた事故による賠償責任 ⑰ 道路交通法（昭和35年法律第105号）に定める酒気を帯びた状態の運転者によって運転されている間に生じた事故による賠償責任 ⑱ 違約金、遅延賠償金、受託貨物の使用不能に起因する損害賠償金（事故がなければ得られたであろう利益の喪失に起因する損害賠償金を含みます。）等の間接損害	など
---	----

傷害見舞費用担保追加条項による保険金をお支払いできない主な事故

① 保険契約者、被保険者もしくはこれらの者の法定代理人（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）の故意または重大な過失 ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者もしくはその者の法定代理人（その者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎります。 ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動	
--	--

⑤ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故、放射線照射または放射能汚染 ⑥ 被傷者の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのはその被傷者が被った傷害にかぎります。 ⑦ 被傷者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、保険金を支払わないのはその被傷者が被った傷害にかぎります。 ⑧ 次のアからウまでのいずれかの事由。ただし、保険金を支払わないのはその被傷者が被った傷害にかぎります。 ア. 被傷者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転したこと。 イ. 被傷者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転したこと。 ウ. 被傷者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転したこと。 ⑨ 被傷者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、保険金を支払わないのはその被傷者が被った傷害にかぎります。 ⑩ 被傷者の妊娠、出産、早産または流産 ⑪ 被傷者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、保険金を支払うべき事故による傷害の治療によるものである場合は、保険金を支払います。 ⑫ 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的事故による場合は、保険金を支払います。 ⑬ 医学的他覚所見のないむちうち症	など
---	----

人格権侵害に関する保険金をお支払いできない主な賠償責任（本特約追加条項）

① 被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する賠償責任 ② 被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 ③ 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 ④ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 ⑤ 被保険者によって、もしくは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任 ⑥ 請負業務または生産物が、宣伝された品質・性能等に適合しないことによる賠償責任 ⑦ 契約違反による宣伝障害に起因ある賠償責任 ⑧ 請負業務または生産物の価格表示の誤りによる賠償責任 ⑨ 身体の障害または財物の損壊による賠償責任	など
--	----

生産物または仕事の目的物自体の損壊担保条項による保険金をお支払いできない主な賠償責任

① 生産物特約条項に規定する事故によって生じた財物の損壊が不良完成品損害に起因する賠償責任 ② 生産物特約条項に規定する事故によって生じた財物の損壊が不良製造品・加工品損害に起因する賠償責任	など
--	----

生産物等回収費用担保条項による保険金をお支払いできない主な賠償責任

① 販売業者等（回収生産物等の製造、加工または流通にかかわる被保険者以外の者をいいます。）が回収措置を実施するために回収費用を負担し被保険者に対して求償した場合は、被保険者がその回収費用を負担することによって被る損害 ② 保険契約者、記名被保険者もしくは記名被保険者以外の被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者、記名被保険者もしくは記名被保険者以外の被保険者またはこれらの者の法定代理人が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）の故意もしくは重大な過失による事故の発生。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ③ 保険契約者、記名被保険者もしくは記名被保険者以外の被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失による法令違反。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ④ 保険契約者または被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）が、保険期間の開始時（この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時をいいます。）において既に知っていた事故もしくは知り得ていたと合理的に推定できる事故 ⑤ 生産物または仕事の目的物の自然の消耗、磨滅、さび、かび、むれ、腐敗、変質、変色その他これらに類する事由 ⑥ 保存期間または有効期間を限定して製造、販売等を行った生産物の同期間経過後の品質劣化 ⑦ 遺伝子組換え、牛海綿状脳症（BSE）またはインフルエンザ ⑧ 回収生産物等の修理もしくは交換上のかし、または代替品のかし	など
---	----

非所有フォークリフト賠償責任担保追加条項による保険金をお支払いできない主な賠償責任

① 被保険者が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）またはこれに類似の法令によって課せられる賠償責任 ② 受託貨物に生じた損害に起因する賠償責任 ③ 非所有フォークリフト自体または非所有フォークリフトに連結されて使用される被牽引車（随伴車を含みます。）に対する賠償責任	など
--	----

使用者賠償責任担保追加条項による保険金をお支払いできない主な賠償責任（オプション）

① 保険契約者もしくは記名被保険者またはこれらの事業場責任者の故意によって被用者が被った身体の障害 ② 風土病、職業性疾病による身体の障害	など
--	----

借家人賠償責任担保追加条項による保険金をお支払いできない主な賠償責任（オプション）

① 被保険者の心身衰弱に起因する賠償責任 ② 借用施設の改築、増築、取りこわし等の工事に起因する賠償責任。ただし、被保険者またはその使用人が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます。 ③ 被保険者と借用施設の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 ④ 被保険者が借用施設を貸主に引き渡した後に発見された借用施設の財物の損壊に起因する賠償責任	など
--	----

食中毒・感染症利益担保特約条項による保険金をお支払いできない主な賠償責任（オプション）

① 保険契約者または被保険者（これらの者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）の故意または重大な過失 ② 被保険者（被保険者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）の故意または重大な過失による法令違反 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）または労働争議中の暴力行為、破壊行為その他の違法行為もしくは秩序の混乱 ④ 地震、噴火、津波、高潮または洪水 ⑤ 脅迫または恐喝等の目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為	など
---	----

身体障害および財物損壊発生時の工事遅延損害担保追加条項による保険金をお支払いできない主な賠償責任（オプション）

① 商賠上手（工事業）の補償対象とならない事故によって工事が遅延した場合 ② 記名被保険者が単独で元請人とならない工事の場合 ③ 商賠上手（工事業）の補償対象となる事故が発生した日の翌日から起算して30日以内に履行期日が到来しない工事の場合 ④ 工事請負契約書に工事目的物を発注者に引き渡すべき期日が定められていない工事の場合 ⑤ 履行期日の翌日から起算して、工事の遅延が5日間以内であった場合 ⑥ 記名被保険者の下請事業者の工事が遅延した場合	など
---	----

支給財物損壊担保追加条項による保険金をお支払いできない主な賠償責任（オプション）

① 発注者または支給財物について正当な権利を有する者に対して引き渡された後に発見された支給財物の損壊に起因する賠償責任 ② 他の財物に組み込まれた後に発見された支給財物の損壊に起因する賠償責任 ③ 損壊した支給財物の使用不能損害に起因する賠償責任	など
---	----

リース・レンタル財物損壊担保追加条項による保険金をお支払いできない主な賠償責任(オプション)

① リース・レンタル財物について正当な権利を有する者に引き渡された後に発見されたリース・レンタル財物の損壊に起因する賠償責任 ② リース・レンタル財物に対する保守、点検、修理、部品交換等の作業により生じたリース・レンタル財物の損壊に起因する賠償責任 ③ 電氣的または機械的な原因により生じたリース・レンタル財物の損壊に起因する賠償責任 ④ 傷、汚れ等の外観上のみの損壊でリース・レンタル財物が有する機能上の支障がない損壊に起因する賠償責任 ⑤ リース・レンタル財物の消耗部位、消耗品もしくは消耗材に単独に生じた損壊に起因する賠償責任 ⑥ 損壊したリース・レンタル財物の使用不能損害に起因する賠償責任 ⑦ 正当な取扱方法等に従わずに生じたリース・レンタル財物の損壊に起因する賠償責任	など
--	----

※情報サービス業者・電気通信事業者特約条項(本契約IT事業用)につきましては、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までお問い合わせください。

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

- 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
＜1＞事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
＜2＞上記＜1＞について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
＜3＞損害賠償の請求の内容
- 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。
- 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
- 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパン日本興亜の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。
ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
- 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知してください。
- 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
- 上記の1.～6.のほか、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものをご提出ください。また、損保ジャパン日本興亜の損害の調査にご協力をお願いします。

事故発生時の必要書類		必要となる書類	必要書類の例	
	①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票	等
	②	事故日時事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書	等
	③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	① 建物・家財・什器備品等に関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写) ② 被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書	等
	④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書	等
	⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書	等
	⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書	等

- 示談交渉は必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。
- 損保ジャパン日本興亜は、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。
ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
① 公的機関による捜査や調査結果の照会
② 専門機関による鑑定結果の照会
③ 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
④ 日本国外での調査
⑤ 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議の上、保険金支払いまでの期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパン日本興亜の確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパン日本興亜から直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

ご加入にあたって

- 賠償責任保険は、被保険者(保険の補償を受けられる方)が、偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたために法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。
(注1)お支払いする保険金は、適用される法律の規定や相手の方の損害の額および過失の割合等によって決定されます。
(注2)保険期間の開始前に発生した事故による損害に対して、保険金をお支払いできません。
- 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご照会ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパン日本興亜は日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 保険料算出の基礎となる売上高につきましては、加入依頼書の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 加入依頼書の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- 本契約は、営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)制度の対象ではありません。
- 本契約の保険期間(保険のご契約期間)は1年間となります。
- 保険責任は保険期間の初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。
- 「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における売上高等により算出します。確定保険料方式でご加入いただきます場合、保険料算出の基礎数字となる最近の会計年度の売上高については、正確にご申告をいただきますようお願いします。
- 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書にてご確認ください。
- 保険料の払込方式は、ご契約と同時に全額をお支払いいただく一時払となります。

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

- (1)保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。
- ① 被保険者が個人(※)のお客さまの場合
(※)個人事業主のお客さま(法人以外の組合等のお客さまも含みます。))は、個人に含みます。また、被保険者が複数存在する場合、例えば、法人と個人の両方が被保険者となる保険の場合は、「①被保険者が個人のお客さまの場合」に含まれません。
- ＜告知事項＞
- ①**記名被保険者** ②**業務内容** ③**保険料算出の基礎数字** ④**他の保険契約** 等
- ②被保険者が上記①以外のお客さまの場合
＜告知事項＞
- 加入依頼書および付属書類の記載事項すべて

- (2)保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(※)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
- (※)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、加入依頼書の
① 記名被保険者欄(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)
② 業務内容欄
③ 損保ジャパン日本興亜が保険契約申込書以外の書面で告知を求めた事項をいいます。

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

- (1)保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。
ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。
① 被保険者が個人(※)のお客さまの場合
＜通知事項＞
- 告知事項に変更が発生する場合、遅滞なくご通知ください。ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。
- (※)個人事業主のお客さま(法人以外の組合等のお客さまも含みます。))は、個人に含みます。
② 被保険者が上記①以外のお客さまの場合
次のような場合には、あらかじめ(※)取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。
＜通知事項＞
- 加入依頼書および付属書類の記載事項に変更が発生する場合。ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。
- (※)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知が必要となります。
- (2)以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要なご連絡ができないことがあります。
- ご契約者の住所などを変更される場合
- (3)ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。
ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかつたときを除きます。

●重大事由による解除等

- 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。
- 確定精算について
この保険契約の保険料を定めるために用いる「保険契約の保険料を定めるために用いる保険料算出基礎」は最近の会計年度における保険料算出基礎(売上高)となっており、保険期間終了後の確定精算はありません。
 - 加入者証について
加入者証は大切に保管してください。加入者証は、保険開始月の翌月に発送します。また、加入手続後3か月を経過しても加入者証が届かない場合には、損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。
 - 取扱代理店は損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。
 - 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
 - この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。))またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。))である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。
損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
 - ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜まで申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●個人情報の取扱いについて

保険契約者(兵庫県共済協同組合)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
損保ジャパン日本興亜は、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保険医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜の公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。
申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえでご加入ください。

M E M O

Lined area for writing on page 17.

M E M O

Lined area for writing on page 18.